

第四十六回国会
衆議院
内閣委員
會議録
第三十号

昭和三十一年五月十二日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事伊能繁次郎君 理事辻 寛一君

理事内藤 隆君 理事永山 忠則君

理事石橋 政嗣君 理事田口 誠治君

理事山内 広君

岩動 道行君 佐々木義武君

壽原 正一君 高瀬 傳君

塚田 徹君 野呂 恭一君

藤尾 正行君 保科善四郎君

前田 正男君 松澤 雄藏君

渡辺 栄一君 西ヶ久保重光君

大出 俊君 中村 高一君

村山 喜一君 玉置 一徳君

出席國務大臣

厚生 大臣 小林 武治君

出席政府委員

文部事務官 齋藤 正君

(社会教育局長)

厚生政務次官 砂原 格君

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生事務官 今村 譲君

(大臣官房副長)

厚生事務官 若松 栄一君

(公衆衛生局長)

厚生事務官 尾崎 嘉篤君

(医務局長)

厚生事務官 大崎 康君

(医務局次長)

厚生事務官 黒木 利克君

(児童局長)

厚生事務官 小山進次郎君

(保険局長)

厚生事務官 竹下 精紀君
(社会保険庁医 療保険部長)

文部事務官 渋谷 敬三君
(初等中等教育 局中等教育課 長)

専門員 加藤 重喜君

五月十二日

委員受田新吉君辞任につき、その補 欠として玉置一徳君が議長の名で 委員に選任された。

本日の會議に付した案件

厚生省設置法の一部を改正する法律 案(内閣提出第二号)

○徳安委員長 これより會議を開きま す。

厚生省設置法の一部を改正する法律 案を議題とし、質疑を継続いたしま す。

質疑の申し出がございしますので、こ れを許します。大出君。

○大出委員 厚生大臣に、大きく申し ますと三つの質問があるのであります が、その一つは、最近の地方の公立病 院の経営その他をめぐりまして、地方 公営企業法関係の一つのワクをはめる という問題から、たくさんのお患者に 対する感心できない問題がいろいろ起 っておりますし、さらに引き続きま して保険看法と通常申しております保 健婦、助産婦、看護婦さんの法改正問

題等につきまして、これまた厚生大臣 の御発言もありましたし、その点に ついても伺っておきたいと存じます し、さらにもう一点、これまた厚生大 臣の御発言に関連いたしますが、日雇 労働者健康保険法の関係で解散云々 というお話が出ておりますので、与える影 響がきわめて大きいのでございます。 したがって、以上の三点について 御質問を申し上げたいと思ひます。

まず第一の問題点は、三十八年の三 月に地方公営企業法の一部改正が出さ れまして、衆議院で五月、参議院で六 月に通過をいたしておりますが、その ことをめぐりまして、問題の焦点は、地 方公営企業法の一部財務規程なるもの を全国の公立病院にも適用をさせると いうことを認めていたわけでありま すから、これに對しまして、自治省の 側等は、病院の大規模的な今日の経理 事情というものを改めて、経理内容を明 らかにするために、複式簿記等の採用 をして、収支状況をいつでもわかるよ うにしていくというのが当時の言い分 であったようでありまして、これが百 人以上のところには強制適用でありま すし、以下のところには任意適用とな っておりますが、ここから生ずるい ろいろな問題が出てまいっております。 つまり正規の職員を減らして臨時 やパートの職員が病院にふえてくるこ とは、何を意味するか。といひますことは、正規の職員については夜 勤がふえる、このことは患者にしわが

寄る、こういう結果になってまいりま す。さらにまた、外来患者を減らして 収益のある入院に重点を切りかえるな どという問題が出てまいっております し、高い薬を使わなければならないとい う病院における指示が出ておりますか ら、そうすると、これまた患者に大へ んなしわがよります。それから患者を 早く退院をさせて、回転を早めるとい う方針も出てきております。したがっ て、まだ入院してなければならぬ者 が出されるという結果が生まれており ます。それから収益の少ない診療費目 については、これを廃止しようという 相談さえ起こされております。さらに は病院の統廃合という問題が、最近出 てきております。こういう状態が至る ところに起つておりまして、私は横浜 でございすけれども、横浜の各公立 病院関係が、一様にそういう動きに なつております。この点について、医 療行政全体の面からなつて、単に財 政経理の面からみたらえたこの地方 公営企業法の一部適用という問題につ きまして、厚生大臣のほうからごらん になつておつて今日の段階をどういふ ふうにお考えになつていらっしゃるか、冒頭に 承つておきたいと思ひます。

○小林國務大臣 お話しのうちに、病 院の会計といふことも近代的な経営と申 しますか、そういうふうな趣旨に沿つ て会計制度を明確にしたい、こういうこ とで自治省でもつてお考えになつて きたわけでありまして、多少お話し の ような影響があり得るということとは、

私もよく考えておつたのであります が、しかし、経理を明確にするという こともまた一つの大事な要素でありま すので、それにわれわれも同意をし た、こういういきさつもあります。た だ、その後これを実施した結果どうい うふうな影響があるかということにつ きましては、実は私もまだ十分調査 もいたしておりませんし、お話し の ような面につきましては、われわれも考 えなければならぬと思ひますから、ひ とつ事態を明確にした上で対策等も考 える。すなわち医療関係の経費という ものがこういう方面に食われるという ことは、私は避けなければならぬと存じ ます。私としてはまだ事態をはつきり 存じておりませんので、事務当局のほうで調べたものがあればお答えをいた しますが、お話しのような点は十分考 えていかなければならぬ、かように考 えます。

○大出委員 具体的な例をあげます と、貴重な時間がさかれますし、あと の質問をされる方の関係もありま すので、できるだけ簡単に申し上げたいと 思ふのであります。この中で各公立 病院関係が、一番にちもさつちもいかに ないのは、この財務規程の問題をめぐ りまして、赤字一割以上に及んだ場合 は再建団体特別措置法の特例として指 定することになつてゐる。経営診断な どを行つて病院経営を国が指揮をす る、こういうかつこうなんです。した がって、患者にしわが寄らうと、従業員 にしわが寄らうと、財政の面からくる

この至上命令を履行しなければならぬ。ここに一番大きな問題があつて、したがって、先ほど私が申し上げたような事例が、すでにたくさん起こつてゐる。患者さんからもたくさん陳情を私にいただいているわけでありまして、横浜には市民病院であるとか、港灣病院であるとか、横浜産院とか、いろいろ病院がありますから、特にいろいろな声がかかるのであります。したがって、この点について理事者側のほうはどうなつてゐるのかといふと、これはとにかくそういう至上命令なのであるから、百人以上のところは強制適用なんです。問題は結果的にこれが住民サービスの低下ということ、つまり患者にシワがよるといふこと、それから正規職員が夜勤がどんどんふえて、うちもさつちもいかにないといふこと、この事態は認めてゐるわけですね。だから、これ以上の悪化といふことは、いかに経理面からの指導があつたとはいへ、見ておられないといふ理事者側の考え方が、最近では出てきてゐるわけですね。したがって、そうならば、この点は自治省に対しては市当局あるいは県当局を通じてものを言わざるを得ない、こういうふうになつてきてゐるわけですね。これを私は単に自治省と地方公共団体との間における財政上の争ひにしたいのではないのであります。そこで厚生省の果たす役割りといふものが当然ある。だから、財政の面から赤字解消のために努力をされることは、ある意味では私はわかりませうけれども、そのことから極端なしわが寄つてゐるという現実を見通すわけにいきませんから、厚生省として、その間に立た

れて医療行政全般をお考えの上で手を打たなければならぬ非常に緊急な問題だといふふうな考へてゐるのであります。そういう点についても、もう少し突っ込んだ御答弁をいただきたい。考える次第であります。もう少し突っ込んだ御答弁をいただきたいと考へる次第であります。

○小林国務大臣 問題は、医療の点数等について欠けるところがある、こういうふうなところがある程度言われておる。かように考へておられます。先般中央医療協、これの医療費の値上げの答申も出ておりますし、政府は前々から答申を尊重して善処したい、こういうことで、私もいまその内容を検討して、そして近い機会に適正な処置をしたい。ことに開業医と病院等いろいろ問題がありますが、病院が非常に困難な状態にあるといふことは、一つの世論でもあり、私も厚生当局としてもさうな認識を持っておりますので、適当な措置をとりたい、かように考へております。

○大出委員 時間がありませんから結論を申し上げるので、もう一ぺん御回答いただきたいのですが、前回この内閣委員会に、地方公営企業制度調査会という設置法改正にかゝる提案がございました。社会党側も最終的には条件を付して賛成したものであります。が、この制度調査会の提案の内容等からいいますと、私は、毎日患者にあらる意味での負担がかかる問題でございますので、そうなりますと、これこそむしろ調査会あるいは審議会、そういうものの中で、いきなりこうした大福帳

方式を改めるといふことでワケをはめて、高い薬は使えない、こういうかっこうにしてしまふのでなしに、病院経理といふものは一体いかにあるべきかといふことを考へて、これが医療行政といふものの考へ方の大きな柱になつてゐるといふことを考へて、やはりせつかくこの調査会などを提案されるのであれば、そういうところで一つの当面緊急の問題として結論を出す、こういう努力をされた上でのいかなる措置をおとりにならぬと、いきなり経理の面だけから患者のことを考へずには押えたといふことになると、日々病人が困るわけですね。そういう点をなぞ配慮しなかつたかといふ点を、私は言いたいです。患者は病氣なんですから、そこをどうでせうとも正規の看護婦がどんどん減らされたら、夜勤がふえるといふことでやめた看護婦さんが出てくるといふことになつてしまふと、人道的な問題だと思ふ。だから、こういう点等から考へて、早急に——結果を見ていふのでなしに、結果があらわれるところには患者にいろいろの問題が起つてしまふのでなしに、そのこのところをどう考へるかを聞いておきたいわけですね。

○小林国務大臣 これはもうすでにある程度実施してきておりますから、影響等もすぐわかるのです。お話を点も私にきこもつとも存じますので、早急にいまのような財務規程の適用の結果が医療費その他にどういふ影響を及ぼしたかを調査したい、その上で適当な措置を考へたい、かように考へております。

○大出委員 活動的な大臣のことです。厚生関係行政全般にわたつて次々に方針を立てておられる大臣のことです。ありますので、いまおっしゃられました点でできるだけ早急に御配慮を賜ふことをお願いいたします。いまの点は終わります。

次に、保険料法の改悪の問題——私もから見ると改悪、改正でないといふふうな印象の要望書その他をめぐり内容は考へておられるのでありますが、これも予算委員会等で多少発言のあつた記録も読んでおきたいのは、今日看護婦さんの有資格者がどのくらいあつて、しかもそれが実際にどの程度稼働されてゐるかといふ点について、伺つておきたいと思ひます。

○小林国務大臣 私の承知しておるところでは、全体として四十数万人もおられる。しかし、実際に稼働しておられるのは十八万人、こういうことであります。

○大出委員 約四十万の有資格者のうち、十八万人が稼働されておられる、こういうことだといふふうには私も聞いておりますが、そこで厚生大臣御自身で、あつてゐるのです、看護婦協会の総会が日大講堂でありました際に御出席になつて、保険料法の改正については、次期通常国会に出すことになつたといふ大臣の御発言があつたといふように私は承つておるものであります。この真偽のほどをひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○小林国務大臣 これはこの国会でもいろいろの委員会でお話がありまして、私もいろいろの欠陥があることを認めております。それで実はことしのこの国会に出したいくらいに考へて、いろいろ調べてまいりましたが、なか

な関係者が多くて意見がまとまらぬといふことで、やむを得ず見送りまして、この意見を調整するために、過般私ども、看護婦、こういう方々の身分とか給与とかいろいろの問題がありますので、全般的なことを審議してもらふための協議会をつくりまして、その協議会ではいろいろ御審議を願つておりますが、医療当局には六月一ぱいで結論を出してもらふようにぜひしてもらいたい、こういう注文をしておりますので、その際に意見がまとまつて、次に予算と法律の措置がとれる、かように考へております。

○大出委員 いまおっしゃる協議会の正式な名称と、それからその協議会発足にあつた根拠を言いますか、その点を念のために御説明お聞きをいただきたい。なお、構成関係についてもお願いいたします。

○小林国務大臣 いまの法制関係はあります。したがつて打ち合わせ会をやつて、こういうふうなもので、成規の役所といふか、公的機関、そういうふうなものでなくて、関係者に集まつていただいで協議をしてもらふといふことで、省令とか訓令とかいろいろなものを出さないで、実際問題としてお願いをしておる。こういうことであります。

○大出委員 そこで問題があるのです。念のためもう一ぺん聞きたいのです。関係者とは一体どういふ方々を入れておられるかといふこと、いつ足を上げて、いつごろ終わるめどなのか。かつ正式名称が明らかになりませんが、どういふ正式名称をつけてやつておられるか。このところをお願いしたい。

○尾崎政府委員 ただいま大臣からお答えいたしましたように、正式のものでございませうが、一応呼び名といたしましては、看護制度について有識者から意見を聞くの会というふうにしております。それで四月十八日に第一回を開きまして、第二回は五月二日に開いております。あと今月中にも一回開く予定でございますが、メンバーは十人でございまして、いま座長といたしましては、公衆衛生院の斎藤潔先生をお願いし、それから医務側では前医務局長の川上六馬、慶応の外科教授、賛育会木下院長、それからもうひとかた看護関係といたしましては横さん、東大看護学院関係者でございます。それから金子みつ、保健婦関係です。それから朴沢さん、これは助産婦関係、それからがん・センターの総婦長をやっております石本さん、それともう一人慶応の総婦長をやっております村瀬さん、こういう方々に来ていただいております。

了解をしておやりになつておるといふ気がするのでありますが、そのところを、お答えにくいところかも知れませんが、とりあえず答えていただきましたと思うのであります。

○尾崎政府委員 いまお話しがございました看護協会からいただきました要望は、看護協会自体のものだと私たち承知しております。どういふふうな会の内部でこれを協議せられて決定されたか、その辺はつまびらかにしておりません。われわれといたしましては、看護婦さんの中でも、ことに看護の方々は、この試案についてかなり批判的な気持ちを持っておられる方が多いのではないかとこのうな情報も聞いておりました。また、また協会自体でも、いろいろ考え方に差違もあり、中に異論もあるというふうなことも、われわれとして感じておりましたので、そういうふうな点を考え合わせまして、いま大臣のお話でございます。したように、有識者から意見を聞くの会というふうなもので、厚生省としても考え方をもう少ししっかりきめていくという立場で、いま動いておるわけでございます。

○大出委員 実はいまお話しが看護協会なるものは、助産婦さん、あるいは保健婦さん、あるいは看護婦さんのおの部の部会がある、三つ合わせて総会が構成されるかっこうになつておるようでございますが、つい先般行なわれまして看護協会総会の内容を、いろいろ資料によつて調べてみたのであります。看護婦さんなんかにすると、なぜ私たちに一言も相談がなくてこういうことをやつたかというのでいきま

○大出委員 ところで、この日本看護協会が三十八年十二月二十六日に厚生省に提出をした保健師法、かつ要望書その他がついておりますが、これについて実は要綱は林試案と言われたり、あるいは要望は石本さんの試案と言われたりしておるのですが、この要望書なりあるいは保健師法について出された経緯が、いろいろ調べてみますという、どうも何となく明確でない。つまり医師会の皆さまの側には、丸茂さん等の提案が前からあったわけでありまして、さてこの石本試案といわれたり、林試案といわれたりする保健師法が出されたときのいきさつからいきまして、私は厚生省側もある程度

方々がたくさん出て、それこそてんやわんやの騒ぎになつておる。私も秘書を傍聴させておつたのですが、そうなる、どうも上のほうの方が簡単にぼつとこれを出されたという感じがする。しかも説明によると、医師会案というものが一つあつて、それに対抗するという意味で出されたという説明があつたり、林試案の話からいたしますと、何と言つておるかという、最初は看護婦さんが足りないから、あるいは保健婦さん、助産婦さんの方が足りないからということで考えたのだ、最近の制度としてどうしてもやらないだ、そういう方が内容として出てきておる。しかもなくなつておつた看護婦さんという一つのセクションが、林さん等が出られてから復活したという話が出ておる。そして長野さんが看護婦長をやつておられる。こういうことになつてくると、どうもそのあたり、下のほうの皆さんに話をせずには、この案が出てくるということになつと、さつき私が御質問申し上げた厚生省の方々も、今日の看護婦さんなり助産婦さんなり保健婦さんの事情を知らないわけじゃないですから、そうなるべくと、何かそこには無相通ずるところがあつて出てきておるというふうに理解できるのですが、再質問いたしますから、もう一ぺんお答えいただきたい。

○尾崎政府委員 厚生省の医務局の側と協会との関係に相当連絡があつてこの案ができたのではないかと御質問いたしますが、私自身承知しております。そのほかに、そのほかに御質問に思ひます。これは協会の内部でお話しになつたものをわれわれのほうに

持つてこられたただ、こういうふうには私は承知しております。

○大出委員 ところで、医務局長さんの尾崎さんなり、あるいは医務局次長の大崎さんなり、いろいろその後のやりとりの中から出ておられるのは、看護婦の皆さんの末端で働いておられる方々の反対を無視してまで強行はまずいという考え方が出されてきて、話し合いを通じてさらにきつぱな恒久的な法案にしたい、こういうことから、この保健師法に基づく看護協会からの趣意書あるいは要望書というふうなものが返されておるというふうには私は聞くのであります。そういう事実があるのか、ないのか、明らかにしていただきたい。

○尾崎政府委員 要望書を返したりはしてございまして、われわれはいただきまして、これを勉強させていただくという状態になっております。

○大出委員 そうすると、この要望書には、石本さんも入つておられるというふうなお話なんです。関係者の意見を聞くの会、この中では相当重要視されて皆さん方のほうは進めておられる、こういうことになりませんか。

○尾崎政府委員 今度の有識者に意見を聞くの会におきましては、そういうふうな立場にとらわれないうで、現在の国民の医療にどう看護婦関係があるべきかという点をお考え願ひ、また将来の医療の発展に對してどう考えるかというふうな点をお願ひしてあります。またその際、いろいろわれわれとしてお考え願ひます材料に出してあります。そのほか、私のほうに参りました要望書全部をここには出してあります。

す。組合からの要望も出してあります。医師会からの要望も、やはり出してあります。すべての要望事項を全部御意見を承ります会には出して御参考にして供して、こういう状態でござい

○大出委員 関連をしますので承りました。三十七年の九月に、看護婦養成所協議会というののございまして、一つの職能団体のようなものだるうと思ひますけれども、ここから請願が出されておりました。内容は、一つは看護廃止、看護婦一本化という問題、もう一つは看護婦資格を二級、二級に分けて、一級の方々は国家試験、二級の方々は都道府県知事の試験による。それから三番目は二級合格者で三年以上の実務を有する者、あるいは一定の講習を受けた者及び高校卒で実務二年以上の者は、受験資格を持たせるというふうなものが出ておる。かつ、これについて御存じですか。かつ、何か意見があれば聞いておきたい。

○尾崎政府委員 私、三十七年九月という日取りの要望書は覚えておりませんが、准看の方々はこういうふうな御要望があることは、承知しております。

○大出委員 もう一つ承りたいのですが、渡辺さんといわれる東京都医師会の会長さんが、副看護婦養成所の資格授与式でお話しになつておられる内容からいたしますと、今後制度として副看護婦を認めてもらうように全力をあげて努力をするという内容のお話があり、副看護婦養成所の内容等をいろいろながめてみますと、資格を取るまでに二年間、うち一年間は週三日、二時間ずつの基礎医学の勉強をする。それ

三

から二年目は臨床実習、実習には開業医のところまで仕事を。まあ医師会の関係の方と思えますけれども、全国では副看護婦の方が相当おいでになるのじゃないか。これはどこから考えましても、明らかに無認可でありますから、正規の法律に基づくものではありません。ことばが悪いわけでありませんが、まあ今日の段階ではやみでやっている、こういうことに私はなるうと思うのであります。さらに三十八年の十月に准助産婦養成所というのができまして、長野、愛知、千葉の各医師会等でやっております。その内容は、准看護婦の資格のある人で、六カ月という期間で養成をする、こういう内容だといふふうには私は承知しておりますのでありますが、これもやはり同様の法的根拠のないものであろう、こういうふうにかえるわけでありませんが、これらに対して、産婦人科学会その他の多少の意見等が参考になりますけれども、人手不足なんだからいいじゃないか、こういう言い方になっておるのでありますけれども、この辺のことについては、一休厚生省側はどのようにお考えになっておるのですか。

○尾崎政府委員 第一に、渡辺さんという方は、おそらく東京都の医師会の渡辺会長じゃないかと思いますが、この方のお話がお話があったということとは、私十分存じていないのでございますが、しかし、全体といたしまして、東京都で副看護婦というふうなものを養成しているとか、また准助産婦というふうなものの養成の動きがあるということは、承知しております。こういうふうな制度自体につきましては、いまお話のとおり、現在の補助

助産婦の資格とは別個のものである。これは看護関係の補助者、つまり資格のある人間でない補助者、看護助手だとか、助産婦の助手だとか、こういうふうなもの、ただ何もなしで働かすよりも、教育をして働かせるという立場でやることになるのであれば、これはけっこうなことであり、またたわわれわれとしてとめる必要はないのではないかと、こういうふうには承知しております。ただ、名前を看護婦と間違える、また助産婦と間違えるやうい名前を使うのは困る、こういう考え方であります。ただ、そういうようなことによりまして将来看護婦になる、准看護婦になる、助産婦になるというふうな、何と申しますか、希望を与えて、それが実行できないというので騒ぎが起ころうとするようなことがあつては困るものから、われわれとしてはこういうふうな名前を使わないようにということ、私は長野県の場合は警告して、これということを言った覚えがございます。だから、そういうようなことで補助者を教育することはいいことだと思ひますが、まぎらわしいことばを使つたり、また将来このことが制度的に資格として国が認めるのだというふうな幻想を与えたりすることはよくないことだ、こういうふうなことで指導しておる次第でございます。

○大出委員 補助者ということを言われるのですが、それはやはり法律として明確なものがあつて、補助者を養成する基準はこうで、内容はかくかくしかじかのもので、補助者の資格はこういうことで認可をするのだというふうなことがあるのですか。

○尾崎政府委員 補助者には、先ほど申しましたように、資格等は全然要求しないものであります。法律ではそういうようなことはいつておりません。しかし、病院等におきまして、いろいろ専門職員につきましては補助職員がある。その補助職員の中には、資格を要求しない補助職員というものがあつてございまして、その補助職員につきまして、その施設の養成、教育をするというふうなことはあり得る。また、ある程度十分に働かせるためには必要なことではないか、それをまとめやっておくというふうな考え方だと私は考えるわけでございます。

○大出委員 実はまだいろいろ申し上げてから結論めいたことを言いたかつたのですが、お話が出ましたから申し上げるのですけれども、いいことだと云われるなら、患者を扱うわけですから、ないしはその補助をするわけでありますから、一つ間違つて、これは人命に関することですから、たいへんなことが起こる。そうなりますと、それがいいことだと言われるならば、なぜ基準、認可等々の法的根拠を明らかにして、国民に納得がいき、安心がいくような形でおやりにならぬか、これは医療行政に携わる方々の行政的な重大な責任だと私は考えるわけです。しかもこの点は、東京でも、この副看護婦、副助産婦の問題があり、さらに神奈川でもあり、各医師会の方々がやっておられるということになります。法律に根拠を置かない、名称もない——いま助手とおっしゃるけれども、それだつて名称じゃないのでありますから、そうすると、資格も何もさっぱりわからぬのが全国で一体どのくらい

るのですか。そこらの把握さえできておらないのじゃないかと私は思うのであります。その辺のところはどうなつてゐるのですか。

○尾崎政府委員 いま病院、診療所関係で、看護関係の助手と申しますか、補助者が十万人ぐらゐります。資格のございます看護婦、准看護婦が、ただいま大臣からお話がありましたように、三十七年末で十八万三千ぐらゐります。すなわち、大体十万人ぐらゐる補助職員がおります。このすべての医療従事者に全部資格を要求するということは、考へていないのでございます。医師だとか、歯科医師だとか、看護婦、准看護婦、助産婦、レントゲン技師、こういうふうなものには資格を要求しておりますが、すべての職員に一定の資格を要求するというふうなことは、ちよつと考へられませんか、その助手等につきましては、施設施設でいろいろその仕事の必要に応じて教育をやつておる、こういうわけでございます。いまのお話の副看護婦ですか、あるいは准助産婦などというところ、どうもいまの資格のある者とまぎらわしい、そういうふうな予断を与えるというので、そういうふうなやり方はあまり好ましいものではないという立場をとつており、またそういう指導をしておるということ、前から申し上げておるわけでありまして。

○大出委員 どうもそこがわからないのです。いづれにしても資格がないのでしよう。しかも患者を治療することに付随する看護婦さんの仕事の補助、助手、こういうふうなことになるというのでしよう。しかもさつき言われる中では、資格を要求してもめても困る、こういうお話でしよう。しかも全国のこれをやつておられるところ、東京、名古屋、長野、千葉等々をながめてみますと、いづれも医師会の皆さんの側からは、准看護婦と同等の資格を何とかいたしましてやういこととで、あるいは副看護婦制度というものを明確にいたしますというところで、激励をし、かつそういう話をして養成をしてゐる。こうなつてきますと、厚生省という立場で、このことを、資格も何もないのだ、何にも基づかない、しかも教育課程も何もない、しかも十万人もいて、これはしかたがないといふことで、また資格要求をしてもめても困るというのをもう一つ言つておる、それを黙つて見てゐるという、そういう無責任な話はないのじゃないかという気が私はするのですが、これは大臣どうですか。相手は患者さんなんですからね。

○小林国務大臣 いま局長がいろいろ申したように、指導等はしておるようでありまして、相手が相手というのか、仕事の性格からいって、私も、必ずしもいまのやり方がいいとは思ひません。そういうようなことは、もう一ぺん私も考へてみることにいたします。

○大出委員 私も、実は悪意で申し上げるのじゃないので、前向きでものを申し上げたいわけですから、そういう意味でお聞きいただきたいのですけれども、何となく既成事実をいばいつくり上げてしまつて、さて保健師法と云ふやうなことで、冒頭に私が申し上げたやうに——しかも看護婦の復活といういきさつも私は多少調べてみているのですけれども、そうなつてくると、既成事実をどんどん積み重ねてお

それからもう一つは、いまも大臣が
ちよつと言われておりましたが、相手

ら、そうになると、資格を要求するのはあたりまえです。ところが、いまのお話では、資格を云々されても困るから、

○尾崎政府委員 いまの副看護婦、准助産婦というような名前を使うこと自

第一類第一号 内閣委員会議録第二

という事で、別の名前を使つてもら
うなり、助手の養成だということを明

○大出委員 資格を落とすことは困る
といういまのお話なんです、それは

○大出委員　そのところを保健師法等と関係があるので聞のですが、大

○小林国務大臣　私見ですが、私は、いまのたとえば保健師法などで一括し

それから資格問題につきましては、いろいろ議論がありますので、多少弾

十号 昭和三十九年五月十二日

○大出委員 今日の看護婦さんの置かれてある事情というものについて、お

と言いたいほどの極端な、また劣悪な条件で働かされている、こういうふう

保の病院があるのでありますが、病床百二十床でございます。三十九年一月

ろが、理事者の側の方々は、人が足りないものでそれは困る、どうしてもやっ

100

わり、流産をされたのだけでも、産休を認めますから、休んでいただい

う気はないのでありまして、したがって、これを取り立ててどうということ

こういうせっぱ詰まったところにこなければ理事者側としても認められない

に思うであります。

そこで、いまの点についての御見解

考えになっているのか、この点についてもあわせてひとつ御回答を賜わりたい

りますが、人数、予算の関係上、それが十分行なわれていない。一年に一回

五.

に、実は昨日、私申しつけたような状態でございます。できるだけそういうような医療面におきましての向上について努力をしていきたい、こういうふうに思っています。

それから有資格者が半分以上下くらいしか働いていない状態、これは世界各国かなりどこでもある状態でございますが、先ほど大臣からお話ございましたように、日本におきましても、現在四十二万五千くらいの有資格者がございますが、これは一つは年齢の関係等で働くことができないという方々もございまして、また、結婚等によりまして家庭に入っておられる、子供さんがあるという方々も、働けない方々もあると思っております。また、特に戦争中にわたり簡単に看護婦さんをつくりました。この方々は、資格は持つておられますけれども、技術的にいまの病院に入つて働くという自信のない方々もあるかと思っております。しかし、こういうような方々の中でも、能力のある方々、また働く意思のある方々をできるだけ吸い上げるために、いろいろ努力を重ねておるといふ状態でありまして、いまの推算で、そういうような有資格者のおりますところのフルから、大体一年に二千人くらいは吸い上げておるといふような状態があるように、私、考えておるわけでござい

ます。

○大出委員 私、本質的な問題に触れますけれども、東京のたしか池上病院でしたか、一般の新聞に出ておりましたような腐敗血液の問題とか、注射の誤薬事件とか、たくさんあるわけですか。かつ、私が一番身近に考えているのは、そういう問題について、示談で片づけておる問題も相当あるわけ

です。そうなりますと、資格のある人を明確にして、その人たちができるだけ稼働して、先ほどの副看護婦とか副産婦とかいろいろありますけれども、そういうような形でなしに、やはり有資格者を確保するというためには、勤務状態あるいは賃金、そういうようなものを考えていきたいと思います。これは本質的な解決にはなかなかならぬというように考えるわけです。そういう面で、今日の看護婦さんの賃金を調べてみますと、医療三表のうちの第三表になつておるわけです。医師あるいはレントゲン技術者その他、それから看護婦、保健婦、助産婦という三表です。そこでこの賃金を調べてみますと、三表による平均が、公務員の場合に二万三千三百六十二円、これを一〇〇とすると、民間の場合は八四〇です。から民間が低いことになるが、民間でまいると、一万九千六百四十九円という金額になる。そうすると、今日の社会事情の中からはなめてみると、夜勤夜勤とやっていると、一万五千や六千ならばもらえるところがたかさんある。そうすると、なかなか夜勤あるいは深夜勤務が続くという看護婦さんの仕事の中に人が入つてこない、あるいは資格を持つていてもつとめようがない、できればほかに行く、こういう事情にあるというふうに私は思うわけ

です。計算しますと、二十三元から二十八円、そば一ぱい食えないわけです。こういう状態で、四十万人以上の有資格者があつても、みんな老齢なわけではないのだから、こういうところに定着して仕事をしないのはあたりまえだと思ひます。だから、こういう点をなぜ皆さんでもう少し前向きにお考えにならないのかという点を疑問に思ひますが、どうお考えですか。

○尾崎政府委員 看護婦さんの勤務状況は、お話しのとおり、夜勤等があり、また患者さんのいろいろな病原菌で汚染した物品を取り扱うとか、大小便を扱うとか、かなりいやな仕事があるというところで、この待遇、労働条件をよくしたいというふうになつておられると、私も努力しておるわけでありまして、戦前に比べてだいぶ改善されましたが、まだまだ私は努力を続けていかなくてはならないと考へておるわけでありまして。ただ、いまの民間が国よりも低いという状態にありますが、このことも漸次是正せられておる、たとえば広島県などにおいては、医師会でも大体最低賃金を一万二千円くらいにきめ、また、労働時間も八時間でやつていくというふうな動きが出てきておる。そして、この行き方をわれわれとしてももう少し助長しなければならぬというふうな考へております。いまの夜勤手当の問題について、十時から朝の五時までしかつかない、それが十二時までの夜勤であれば二時間分しかつかないというところは、仰せのとおりであります。夜勤のいまの三交代制などについて、いろいろわれわれとしてもやり方を、もう少しいい方法はないか、検討しておるところであります。

す。できるだけ勤務条件、待遇をよくするというのが、看護婦さんの数を確保し、また志望者をふやし、現在家庭におられる方を再び職場に引き出すというふうな要素の一番基本になる、そういう考へ方でわれわれも努力していきたいと思つておるわけであり

○大出委員 そこで、ひとつ重ねて承つておきたいのですけれども、看護婦さんの患者あるいは病床に対する定数基準ですね、四ベツトに大体一人、四人に一人という定数基準があるようにありますけれども、これも少し調べてみました。今日この定数基準を改正する気持があるかないかを私聞きたいのですけれども、昭和二十三年に医療法が定められて、医療法の施行規則の第十九条一項四号というのを見ますと、看護婦さんは、入院患者四人またはその端数を増すごとに一人、及び診療科別に外来患者三十人またはその端数を増すごとに一人、ただし産婦人科もしくは産科においては、その三分の一以上は助産婦でなければならぬというふうに定められておる。これが、これは、当時この規則がつくられたときの事情をいろいろ聞いてみま

とを考えまして、こういう面もあわせまして、有識者に意見を聞く会におきまして検討をしておらう、われわれも指導を得て勉強していきたいと思っておるわけです。

○大出委員 いまレジュメスタード・ナースというお話が出たのですけれども、資格のある看護婦ということばでしよ、が、チーム・ナースングということばがよく使われますけれども、有資格者と看護婦と補助、この組み合わせで、これは厚生省側では、いまだういふふうにかえておられますか。

○尾崎政府委員 一応保健関係の基準では、四病床というふうな形になっておりますが、この形がいいのかどうか。チーム・ナースングというふうな考え方、これは外国でだいぶ能率を上げるために考えられているようでございますが、われわれもいたしまして、いまこれを行政的に全部にやらすというふうな立場でなく、検討するという方向の一つの目標としてやっておる、こういう状態でございます。

○大出委員 たとえば四十床あって患者さんが十人、そうすると、看護婦さんが十人ということになるのですが、その場合に、三交代をやっておるわけですから、夜勤が四人ということになりますと、昼が六人ということになりますけれども、さらに外来がある。その中で、代休とか休暇がある。こうなると、いま申し上げたように、十人の中には、とにかく休む人もいます。私どもは、もちろん看護婦をやったことはいないわけですから、ながめてみて、よくこれだからだ、が続き、やっつけけるなという気がするわけです。私も、実は郵政省の出身

ですから、通信病院などよく見ておりますけれども、あれほどの病院でも、たいへんなことです。そうやってきまして、この基準を含めて手を入れなければ、先ほど来お話のある筋はわかるのですけれども、看護婦さんはふえないし、かつ有資格者は定着をしない。寮制度というふうなものが廃止をされてきて、だいたい緩和はされ、よくなってきた、おられますが、しかし、やはり希望を持ってつとめる職場にはならない、こういうふうにかえておられますか。

○尾崎政府委員 お話のように、看護の問題も患者を中心として考えていく必要がある。それと日本での需給の問題を考えた場合、将来どうあるべきかというのを考えていくべきではないか、こういうふうにわれわれとしては考えております。その需給関係とか待遇というふうなもの、これはさらに医療費に関係してくるものだと思いますが、そういうふうな面といたして、できるだけいい医療を確保するように、それには労働条件、待遇というふうなものが、基礎になる、人数とい

うような問題ももちろん含めてです。お互いが困らな結果となつてい、る、こういう立場で検討をやっておるわけでございます。

○大出委員 そこで、保健婦さんあるいは看護婦さん、助産婦さんについて、いま資格要件になりますのは、高校を卒業されて、看護婦さんの場合ならば、大体三年学校へ行くわけですね。それから助産婦さんの場合ならば、その上一年、保健婦さんの方々の場合ですと、一年コース、八カ月コースというふうなことがある。これが今日の一つの資格要件だろうと思つて、その中で、特に助産婦さんの場合は、数の上からいって非常に少ない、こういう現実だと思つておられます。そこで、どうもひっかかってくるのですけれども、この保健師法などの内容から見ると、高校を卒業して四年で三資格を得るというふうなこと、つまりそういう三つの仕事を何もかもやらされる、早い話がこういう結果になってくる。そうすると、その意味では、そういうふうなところにおきましては、たいへんなオーバー労働という問題が出てくるのではないかと。それでも資格があるのだから、みんなやれ、そういうふうな形になると、ますます来手がなくなり、せぬか、ということと逆に、この三つの課程をひっくり返してこれとやれというこに、なかつても、なかなかやれはいかないのじゃないかと思つておられます。それらをあわせて考えてみると、資格の低下といふことになる。そのことが患者さんにはね返る、こういう結果になつてくると思つておられます。大臣は六月まで

と急いでいるというのですけれども、急ぐ気持ちはわかるのですけれども、急いだ内容は何となく合理的なという理由をつけて、そつちのほうに出てくるといふことになる、これはとんでもない大騒ぎが起こるのです。この間の看護協会の総会の内容等からいきましても、あれだけの騒ぎが起こるといふことになる、私はその点を危惧するのですけれども、もう一ぺん御答弁をいただきたい。

○尾崎政府委員 お話のように、看護婦は高等学校卒業後三年、助産婦、保健婦はそれのあとで半年以上となつておると思つておられますが、実際においては半年でやっております、もう少し長くやっておりますのが多いと思つておられます。そのカリキュラムを検討してみますと、多少これとダブつておる問題とか、なにかとかがあつて、それを一本化する場合にはどうするかというふうな点は検討の余地があると思つておられますが、保健師法との関係でいいますと、これはまた別問題だと思つておられます、また保健師法につきましても、だいたい厚生省が裏でやっておりますのじゃないかというふうな御考えでの御質問であります。その点は、先ほどから申し上げておるのとおり、医務局としてそう関知してないで、ただいま御意見をいただきまして、意見を十分にわれわれといたしましても考えさせていただきます、検討を続けていきたい、こう思つておられます。

○大出委員 大臣に承りたいのですけれども、なぜこだわるかといふことです、さつきは経過を申しましたから、

それでわかりだと思つておられるのですけれども、現行法の低下といふことが一つの前提になり、その後の考え方といふものは、やはり警戒を、排除していかないと、国民全体の医療を守るという立場からすると、私は間違ひだといふ考え方を持たなければならぬ。私自身は医者ではありませんが、私の兄は医者なんです、いろいろ聞いてみて、やはりそういう観点からものを考える、こういうことになつておるのです。

ね。そういう点から、今日看護婦さんの数が少ない、助産婦さんなどは特に少ないといふことから、だから低資格でもいいのだという安易につく考え方は、私は間違ひだ、こういうふうな思ひますから、それよりも、厚生省が中心になつて、行政政策の面で、何か一体今日の隘路であり、それが患者の皆さんにかぶつておる、かつ働く方々に労働強化という形が出てくるか、さらに低賃金という形になつてくるか、という点を判断されておる、やはり資格といふものは高ければ高まるにこしたことはないのですから、そういう立場からのものの判断が私は必要だと思つておる、そういう点で、法的に何らの根拠のない形で有識者を集めるとか、関係者を集めるとかいうふうな話し合いの会などというものを急がれて、そこから出てくるものが何か権威があるのか、とく世の中に受け取られて、さて法改正にというふうな運ばれ、そう大臣の最初のお考え方には私は反対なんです、そのところについて、ひとつ大臣の御見解を賜りたいと思つておる。

○小林国務大臣 あの問題は、先ほど申し上げたように、私はこの国会にも

出したかと思ひまして、事務當局をい
るゐる督勵いたしました、何しろが
たがたあちらこちらから意見がしまし
て、厚生當局が引きずり回されている
ようなかっこうを私は認めたのであり
まして、意見は意見として聞くんだ、
しかし最後は厚生省がまとめるんだ、
それで君たちは意見があるかというよ
うなことを私は始終やっておりまし
て、言うだけのものは意見はみんな言
わして、そしてそれを帰納いたしました
て、世間が納得するようなものをひと
つづくりたい、こういうことでやって
おります。ただ何にも言ひっぱなしで
なくて、そういうものをまとめてやれ
ば、とにかく言うたものは言うたとし
て、希望のある方も一応それで意見は

とに深夜手当等も私はきわめて不十分であると思っておりますので、これらの問題も、人事院とひとつ十分打ち合わせの上でやっていきたい。それから一般看護婦さんの待遇が、民間が非常に悪いが、これは私どもただ成り行きにまかせるというわけじゃありませんが、こういうふうにな人が不足してくれば、賃金は必然上がらざるを得ない。中小企業も、御案内のように大企業との格差がだんだんなくなりつつある、こういうことでありますので、私どもとしては、とりあえず国立病院のもの、待遇をひとついろいろな点で考えていきたい。自然にこれは民間のほうに影響する、こういうふうな考え方をいたしております。

○大出委員　たいへん前向きな御答弁をいただいてありがたいわけでありますけれども、そのことについて冒頭申しました、つまり地方公営企業法の財務規程の適用なんかの問題、つまり一つは病院経営の問題ともからんでくるわけですね。それから、待遇問題等をながめますと、大きくいえば医療費値上げともからむわけです。そこで、私どもは、医療費値上げなんかをめぐりましても、世の中が経済的に物価が上がったり何かしていくのですから、そういう意味では、お医者さんのふところ勘定というものも必要になってまいりましょう。ただし、そのことが、今日ここまで進んできている社会保障を憲法にうたう日本の場合に、何もかも患者負担というかっこうになっていったのではたまたぬというところに、大きな反対理由が出てくると思います。そこで、やはりこれも厚生省という立場に立っての全体の医療行政と

いう問題とからんでくる、こういうふうに思うわけです。だから、一面的な論議はそういう意味では私はできないと思います。そうなりますと、識者を集め、関係者を集めての意見を聞く機会、それなりに意見を聞いて、あとは厚生省がきめる。それはよくわかりましたが、なおかつ私が申し上げたいのは、経営の面だけをとらえてみても、地方公営企業制度調査会なるものがこの内閣委員会にかけられたわけですね。私も少し勉強してみました、これはたいへんなものです。しかも病院

をそのワクにはめていこうとなると、
なりたいへんなことになる。そのことを
単に厚生省だけでと言われても、一つ
間違うと、それこそたださえこれだけ
たくさん意見がある世の中で、それ
だけ大切な国民医療なんですから、そ
うなると、もっと慎重にこの問題をお
考え願わないと、誤りが出てくるので
はないかという気がするのです、やはり
そういう意味では、正式な根拠のある
審議会というものをこしらえて、そう
いう中に、特にこれお話しをしてお

かなければなりませんのは、今度の看護協会の総会等の内容から見ましても、実際に働いている方々のつらいという状況と、幹部の方々がものを考えて立てられる案との間に、たいへんに多きなずれがあるという現実を考えますと、やはりその末端まで、実際に看護婦さんがふえない、あるいは定着しないという隘路があるのですから、それを埋めるためには、そこを熟知している方々のそういう意見が審議会に十分出されるような配慮が行なわれなければ、私はびつこな結論が出てくるというふうに考えるわけです。そういう

う意味で、できる限りそういう看護婦さん等の立場も理解し得る、助産婦、保健婦の実際の第一線の方々の立場を熟知をし、理解し得る方々も含めた意味での審議会というものをお考えを願つて、そういう中でひとつガラス張りで議論をして、大かたの国民の意見も聞いて、安心をさせ、納得させて、この種の問題を厚生省は結論をつける、こういうふうには進めていたただけないものかということを考えておるのですが、大臣の御所見を賜わりたいと思います。

○小林国務大臣　御意見私はごもっともと存じますので、さようなことも考えたい。ことに公立病院は、ようやく公立病院協議会というものができまして、全国の公立病院の大同団結もできて、共通の問題をお話し合ひになる。それに私も参加してやりたい。公営企業にいたしましたも、病院経営は全くほかの企業と違いますから、その特性というものは生かさなければなら

らぬ、こういうふうと考えておりま
す。

○大出委員 次につ承りたいのは、
三月二十七日の日本経済新聞に、大臣
の談話と云つたらしいのですか、それと
も意見と云つたらいいのですか、わか
りませんが、昭和四十年をめどに日雇
い健保の解散という、きわめて重大な
事柄が載つておるのでありますが、い
ままでこの保助看法問題等につきまし
ては、前向きでお進めを賜りたいこと
をお願いして、この日雇い健保の解散
という問題について、どういふお考え
であり、将来どういふふうに進めてい
かれるのか、この点について御所見を
賜つておきたいと思うのです。

は一体どういふふうにお考えになつておられますか、厚生省のほうでは。

○小林国務大臣 これは私も、実は内容も相当詳細に出ておるので、どういふ方面からかういふものが出たのだらうと調べてみました、それがよくわかりません。日雇い健保がいま非常に経営困難であることは、御承知のとおりであります。それで、これはもつと国庫負担金を上げるとか、いろいろな意見があります、いまのような赤字を被保険者に転嫁するわけにはいきません。現に、国家が負担しているじやありませんかというやうなことで私は関係者に申し上げておるのであります、この問題は、三十九年度はやむなくあつた形でのまづ置いて、そして赤字を補つていくという形をとりましたが、この形は長く続けられないので、厚生省では、四十年にはどうしてもこの問題を解決しなければならぬという強い決意を持っており、これを解散等の形においてやるというやうなことは考えておりません。それで、国庫負担もむろん上げなければならぬと思ひますし、また被保険者につきましても、いまのような状態ではないか、また給付もいまの状態ではないか、きわめて不十分である、そういうことを考へますからして、これはひとつみんなで共同してこの制度を改善していこうじやないかというやうな考え方をいままで持つて、そういうつもりで私も事務当局でも検討いたしておるところでございます。

○大出委員 実は大工さんなどの組合が、だんだん内容がふえて、最近はいろいろなものを取り上げてやっておる

のですが、これをながめてみますと、

言うならば日雇い健保組合みたいな出発をしておるわけですが、つまり個人がこの日雇い健保に加入して云々というかつこうがとりにくいといふこと、保険出張所等との関係からいきまして、ここが事務的なものその他一切を取り扱つて、加盟しておる方々の手帳その他について、あるいは印紙を十枚どのやうのやうの問題について全部やつておる。けがをしたり何かしても、一般の保険と違つて傷病手当などもありません、そういうことを扱つてやつておるのであります、事誤りにしても、解散という問題が新聞に出てまいりましたので、やうなことで、これはえらいことだといふこと、今日至るところで署名運動が始まつたりといふ大騒ぎが起つておるわけですが、もしかういふ考え方がないとはないんだ、誤報であり、かつ、かう考へておるんだといふことを、こゝで明らかにしていただかないと、社会一般にたいへんな誤解を与えておる。日雇いの方々なんかもこれに参画するといふことになつてまいりますと、ますますいろいろなことが起つてくるという心配をいたしますので、そのあたり、三月二十七日からだいたつておりますが、大臣のまわりでこの点について何か明らかにされておりますか。

○小林国務大臣 いまの問題は、いろいろな方からかういふお話がありま

が、かういふことをしやべつた覚えはないといふことを申しております。いままた、日雇い関係者が方々で署名運動とか、あるいは各大臣に対してかういふ陳情をされておる。私も関係の方々からかういふことがあるのかと質問をときどき受けますが、そういうことはありませんといふやうなことを、私が接する限りにおきましては、すべて否定をいたしております。

○大出委員 この日雇い健保については、衆参両院、あるいは社会保険審議会、あるいは社会保険制度審議会等々で、私の経験しておる範囲でも、たくさん決議等が行なわれて、内容がよろしくないといふことで、改善の必要と費用の国庫負担をふやせ、かういふことで以前から何回かういふ附帯決議等もつておるのでありますけれども、最近、これについて何か厚生省で御検討されている結果、ないしは中間的な報告といふやうなものがござりますか。

○小山政府委員 問題の経緯は、先ほど来大臣から申し上げておるところであります。もう二年來と申し上げてよいくらい、いろいろの点を検討しております。それでいろいろの検討いたしました結果、一つ非常にはつきりしてまいりましたのは、従来日雇い労働者の健康保険制度といふものを立て直すためにも、いづれにしても相当国庫負担を入れなければならぬ。現在、御承知のとおり、三割五分の国庫負担を入れておりますが、それではいかぬといふので、ここ数年來、これを五割にふやせといふ要求を大蔵省との間に争つてきておるわけでありまして。そういうことでやつてまいつたのであります、さうにしたいに検討してみますと、実は五

割入つてもこの制度といふものは成り立たぬといふことが、いろいろの点から明らかになつてきたのであります。

現在まで検討いたしました結果では、少なくとも六割から六割五分といふものをいれなければ、この制度は将来にわたつて安定した状態にはならない、この点が一、昨年来私どもと大蔵省との間で非常に争つておる問題であり、非常に単純な考え方として、およそ五割もよそから入れるやうな制度は、これはもう保険じやないのじやないかといふもの、これは財政当局のみならず、いわゆるオーソドックスな社会保険理論家といわれる人々にも、かなり強い傾向であります。われわれとしては、現在の社会保険といふものは、必ずしもそういうやうに考へる必要はないのじやないか、社会保険という目的を達していく一つの技術的な手段にすぎないんだから、その意味において五割をこえても、それは制度の特性がそれを必要とするならば、あつてもいい、かういふことで、六割五分といふものを入れることはすべてその施策の前提条件だと考へる厚生省側の考え方と、それはさう簡単に安易に認められぬといふ考え方、これが一つ今日までの検討の結果明らかになつておる問題であります。

それから第二の問題としては、先ほど先生がお触れになつた大工さんたちのあの問題であります。実は大工さんたちがいま日雇い労働者の健康保険に入つておられますのは、沿革的な事情から、いわば法律を超越した事実上の関係で入つてきておる。こゝまで事実が固まつてくると、い

になつておるわけでありまして。ああいうやうな人々の問題をどうするか、いろいろ議論はありますけれども、とにかく今日の段階において、かういふ人は日雇い労働者の健康保険の外に置くべきだといふ前提で議論したつて、それは問題の解決にならない。中におするやうにした場合にどういふお方をすることが適當であらうか、いろいろ検討いたしましたして、ちやうど健康保険制度の中における政府管掌と組合管掌との関係のやうなものを、ある程度ここに構想できないか。かういふ事実上といふか、形式上は独立自営的な色彩もあるけれども、しかし、實際上は被用者であるといふ面のほうに強い。そういう面を考へてみると、そういう人々が日雇い労働者の健康保険制度といふ制度の中で、ひとつ組合をつ

くつていく。組合の設立その他については基準もあり、また応分の国庫補助もある。さうして状態がこれを許すならば、とにかく少くとも健康保険の給付内容を目ざして自力でそこへ上げていくという可能性はある程度あるといふことが考へられますから、これもいろいろ協議しておるわけなんです。いづれにしても、期待される保険料の引き上げでカバーできるものといふのは、さう多くございせん。この点は、議論として一通り整理はつきながら、どの程度の国庫負担といふものをこれに入れるか、従来どおりの三割五分にとどめるか、あるいは基本になる制度のほうで六割なり六割五分といふものを入れるならばならぬといふこととで踏み切るとすれば、ほぼそれに見合ったものを考へるかといふ問題が、依然として残るわけでは

第三の問題としては、思い切つてこの制度というものをそれだけの条件を整えたならば、当然保険料の引き上げはそれに応じてある程度確保してもらわなければならぬ。これは私どもたゞへん評判が悪いことではあります。が、この点を前提にしてもらわなければ困るということで、あえて申し上げておるわけであります。それを含めてそういう条件が与えられて、一通り日雇い労働者健康保険制度という制度が、それなりに自立して安定した状態にいけるということになったら、それはそのときの状態において、今度はこれを大きく健康保険制度の中に取り入れることができるかどうかという議論をする。そういうふうなことで、いまその議論を整理しておるわけであります。したがって、大臣繰り返して申されましたように、これを單純に解消するとういうようなことは、いまだ大臣のお気持ちにもありませんし、私どもの考え方にもない。また、この点は実は被保険者の人々にはよく承知しておられるのであります。ただ、ある種の目的からいまして、いろいろ勢いのいい攻撃をしますためには、やややわしい場面を想定したほうが中が固まりやすいということ、多少承知はしないうふうな、やや意識的に言っておる面があるかもしれません、実情はそういうことであります。

○大出委員　御説明のことはわかるのですけれども、私も実はこれを見たときに、どうもこれは解散ということをそう簡単に——できたゆらいがあることですから、三十九年の一月に発足をするときのいろいろないきさつもある

のでから、そういうことになる。これは簡単に解散などと言っても、世の中の筋が通りはせぬ。これはネジを巻けば何とかなるだろうという気がする。しかし、解散をあえて出す以上は、けしからぬ、何が解散だと言ったときに、内容はかくくしかじかですと、いって、悪く考えれば、日雇い健康保険自体の財政事情その他を大きく世の中に出すことができる。その中でいろいろな隘路というものを浮き彫りにして、いって、かくて大蔵省に六割ないし六割五分くらい金を入れてくれということを言ってみる。ところが、びしゃっと大蔵省から締め出しをされた。そういうことになる、これを存立するためには料金値上げということに、結局被保険者負担の増大ということになってくる。その辺のところは実はねらいではないのかという気が、これを見たときに私はしたのですが、どうもそんなことは全然考えてないのに解散が出たというのだが、何も考えてないところに日本経済新聞なんかこういうふうに出すとは私どもは思えないので、火のないところに煙は立たずのたぐいで、いま言われる一番最後のところ、に言われている問題を私は勧告って見ておったわけですが、そのところ、大臣はさっきあつまり考えておらぬと言われるのだけれども、一番根っここの厚生省としては、努力はいろいろいたしましたが、しかし、今日の赤字はこのままにはしておけません、要すれば解散ということになるのだから、それもできません、したがって、何とか保険財政を立て直すためにはという、そこあたりが、大臣が先ほど言われている一番うしろにある考え方か

といふところを確かめておきたいのですがね。そういうことになりますか。

○小林国務大臣　これは、私は、いまの悪い給付も改善しなければならぬ。しかし、一日十円や十五円の保険料でそのまゝ置いていいという議論も、私はできないと思う。だから、関係者が特にいろいろお話しなさる場合は、多少あなた方もとにかく保険料は上がるのだということは考えてもらわなければ困るということ、私ははっきり申しておる。これは多少——どうせそういう大きな負担をしてもらうというようになわけにいきませんが、とにかく主のような保険料では安過ぎるということとは、常識としておわかりになる。これは露骨に申し上げております。これは多少の問題だ、これはお話し合いのつづく限度だということ、しかし、おれは何も出さぬからせめて国が出てやれ、こういう考え方はひとつやめていただきたいというふうなことを私ははっきり申し上げておるのであります。しかし、そんなことのためにこんな記事が出たのでないことは、明らかであります。私どもは、意図的にこの記事は全く知らないし、役所の人も知らない、こう申しておりますから、そこまでお氣を回さぬでおいていただきたい、こういうふうに考えます。

○大出委員　その値上げということになりますと、これはいろいろな保険各種にからむわけですよ。じゃ、日雇い健康保険の患者負担の面だけを上げたらいいかということになりますと、そうはいかない。世の中の社会保険的なもの一切からんでくるのですからね。医療費値上げの問題もからんでくる。

いろいろあるわけですね。だから、私は、そう一がいに簡単に、それこそ単純な結論を出されては困ると思う。特に日雇い健保の対象の方をながめまうときに、ある意味では非常に条件の悪いところの方々が多数である。そうではないれば、日雇い健保に入らぬでいいわけですから。そのことを考えると、上げちゃいけない分類の中の最も上げてはならない部面だと私は思うのです。ね、日雇い健保の対象の方々は、そうなるのと、これはやはり一つの社会保障的なものの方、社会保険的な考え方なものでないか、国庫負担の増大ということに関心が置かれなければならぬと思うわけですよ。なおかつ、それでは今日の傷病手当が現行二十九日というのはそのままでいいかということになると、これだつて問題はあります。さらに療養の時期なんかの問題について、転帰までせよという言い方が関係の方々から出ておりますが、これだつて、今日の制度的にながめた場合、不十分だということが考えられる。あるいは、つまり被扶養者、扶養されている家族の方々の給付率の点についても、やっぱりこれはどこまで一体引き上げられるかという問題を当然考えなければなりません、また擬制適用、これはそういうかっこうになっている事業所、これは確かに雇用主のほうの問題もたくさんありますから、むしろかしいところが発足にあたってあったことは承知しておりますけれども、しかし、これもやはり強制適用ということ、を、そういう事業所指定という形のものややはり何かもう少しはっきりさせていかなければ、ずいぶんこれは苦勞して人をふやしながらやっているわ

けです。から、全体的にながめれば、そういう面からも財政上の問題も出てくるわけですから、それらのことを総合的に考えねばならぬ、逆にいつて時期にきているというふうに思うわけですね。だから、そういう点で大臣の言われる中に、ずいぶん率直に値上げと言っているんだ、こう言うけれども、その前にやらなければならぬことがいろいろあるうというふうに思います。すの、一番条件の悪いところにしわが寄るということでないように、厚生省がせっかく大蔵折衝をやっていることは、ことしの予算編成その他をめぐっても出てくるわけですから、そのあたりについて、最終的にもう一ぺん考え方を聞かしていただきたいと思うのです。

○小林國務大臣　よくわかりました。むしろこういうことは関係の方とよく御相談、協議をしてやる、こういうことになりますから、十分考えてまいります。

○徳安委員長　田口誠治君。

○田口(誠)委員　いままでの委員から質問も若干されてはおりますけれども、この法案を賛否に持ち込むまでに、まだ若干お聞きをしておかなくてはならないことと、私の感じとして希望を申し上げておかなくてはならないことと、ごさいますので、若干質問を申し上げたいと思うわけです。

まず提案の第一としては、国立公園局を新設するという点でございます。これは従来大臣官房国立公園部というところで取り扱いをしておりましたけれども、国立公園の個所も相当多くなり、また利用者も多くなつて、局を新設して、そして大規模なところからい

ろいなる必要事項を処理していかねければならないという点があるようでございますので、一応ここで聞きをしたいと思ひますことは、国立公園が現在何カ所あるかということ、これは従来何カ所あつて、現在どのくらいふえておるかという点を比較ができれば、その比較を数字で出していただきたい。それと同時に、国立公園、これもやはり比較をして出していただきたいと思ひます。

なお、最近公園の利用者が非常に多くなつたわけでございますが、こういう点についても、おそらくお調べになつておられると思ひますので、国立公園あるいは国立公園の利用者がどの程度増加しておるかという点を、数字がございましたら、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○今村政府委員 お答え申し上げます。

国立公園の数は、最初昭和九年に全国で九カ所というので、それから一、二カ所ふえておりました、終戦當時は全国で国立公園數十カ所、総面積につきましては八十四万一千四百四十二ヘクタール、まあ八十四万町歩、大ざっぱに申し上げますとそういうものでございまして、その後逐次指定が増加されてきて、現在におきましては、二十一カ所で百八十二万一千ヘクタールといふことになっております。これは全国土面積の四・九二%、約五%弱といふ数に相なっております。それから、国立公園につきましては、昭和二十四年の国立公園法の改正によりまして、初めて制度が創設されたのでありますけれども、それに基づきまして二十五年から始まりまして、二十五年は

三カ所指定いたしましたして、二十六万四千ヘクタール、それが三十九年の三月末におきましては、二十五カ所、それで五十四万八千ヘクタール、これが国土面積全体の一・四八%、こういうふうになつております。したがつて、国立公園と国立公園とを合わせますと、おおむね六・三%というふうなかつたに相なつております。

それから、お尋ねがありました国立公園、国立公園の利用者数であります、国立公園につきましての統計はございせん。二十八年度から各府県の報告を求めておりますが、二十八年度は三十九百二十万といふのが国立公園の利用者でございまして、それが昭和三十年に四千七百二十万、それが三十五年に九千二百二十万、三十六、三十七年あたりが、相当生活水準の向上その他の問題によりましてふえておりました、三十七年度の集計におきましては一億二千四百四十九万、まあ一億二千五百万といふ程度まで国立公園では伸びております。それから国立公園につきましては、二十五年度から発足いたしました、統計で持つておりますのは三十三年からでございます。三十三年度が四千三百三十万、それが三十七年度におきまして六千八百二十六万といふので、三十七年度、国立公園、国立公園を通じて、一億九千二百七十五万、もちろん延べでありますけれども、大体二億人は国立、国立に休養を求めておる、こういうふうな数字に相なつております。

○田口(誠)委員 そこで、国立、国立公園の施設設備費等の予算関係ですが、これも昭和三十年から今日の予算

を比較いたしますと、昭和三十年度は七千四百萬圓のものが、三十九年度は五億九千九百萬圓といふことで、予算も相当に膨張しておるわけなんです。したがつて、参考にお聞きしたいと思ひますことは、国立公園部をつくつて、国立公園のいろいろな諸施設を行つた当時の定員と最近の定員は、どの程度増員になっておりますか。予算が相当伸びておりますから、定員の関係もそれにマツチした伸び方をしておるだらうと思ひますが、ひとつ参考にお示しをいただきたいと思ひます。

○今村政府委員 国立公園部ができましたのは昭和二十三年の二月でございますが、その発足當時は、全部で四十四名でございまして、現在三十九年度の四月一日現在におきましては、定員が二百五十五名でございまして、そのうちで、五十二名というものは全国の厚生省直轄の国立公園の重要な地域における現地駐在員で、これは二十八年度からそういう制度が出来ましたが、それも含めて二百五十五名でございまして、

○田口(誠)委員 そこで、今度局に昇格させるわけなんです、定員の面は、局になつた場合どういふことになりま

○今村政府委員 これは、二百五十五名の内訳をいたしまして、本部定員が、現在三十三名でございますが、四十八名、それから、先ほど申しました全国の派遣駐在員五十二名、それ以外は、新宿御苑皇居外苑、京都御苑、それから千鳥ヶ淵の墓苑といふふうな、現実の公園のようなものを持つておりました、全部で二百五十五名でございますが、実は毎年課をふやしてくれ、定員もふやしてくれ、それから局にしてくれといふふうな、いろいろの

折衝をやつておつたわけでありまして、機構の問題が大詰めになつてまいりまして、人員増は今後の問題として、現在の機構そのものをまず整備していただく、こういうふうなことにしまして、定員増は、本年度予算におきましては定員増そのものとしましてはゼロになつてゐる。したがつて、現状どおり四十八名というふうなことで進めたいといふふうな考へております。

○田口(誠)委員 定員の二百五十五名といふのは、公園部を廃止して国立公園局を新設しても、定員としては今年度は変わりはない。したがつて、これは予算の面から変わりはないのであらうと思ひますが、実際的には定員増の必要があるのですか、ないのですか。これは私も考へまするに、少なくともいままで大臣官房の国立公園部といふもので運営しておつたものが、局を新設して大々的に隘路を解消していくといふことになりますれば、相当定員も増加しなければならぬやうな感じがするわけなんです、今年度は定員の面の増は提案されてはおりないけれども、実際的には増員が必要であるかどうかといふことをお聞きしていただきたいと思ひます。

○今村政府委員 実はたとへば国立公園内におけるいろいろな工作物の建築とかといふふうな許認可事務、これだけを例にとりまして、昭和二十八年度には年間で五百五十くらいしかないのであるが、最近——三十七年度までしか統計をとっておりませんが、三十七年度で千七百九十九件、約千八百件といふふうな件数の増、許認可関係だけでも件数の増がございまして、しかも昔と違ひまして、一件十億あるいは八億

といふふうな大きなホテル建築とか、そういうふうなものがございまして、事業の解決が非常にむずかしいといふふうな質的な困難もございまして、そういうふうな点におきましては、今年度定員増をお願いいたしておりますけれども、五時以降にみんなががんばつて残つて、できるだけのことをするといふやうなかつたところで現在に合わせしておりますけれども、本質から申し上げますと、業務量の増といふのはここ四、五年非常に多うございまして、できまゝならば増員といふやうなことを考へておるわけでございます。

○田口(誠)委員 その点はわかりました。そこで国立公園と申しますと、自然の美を行政面で保護して、そして大衆のレクリエーションに供するといふのが、国立公園の本来の使命だらうと思ひますが、これにはやはり必要な施設の施設とか、宿泊の施設とか、こういうものは、若干つきものだと思いますけれども、私箱根の実態を見ますと、自然の美といふやうなものとはどこかの温泉地帯のような感じがするわけなんです、私は国立公園といふものはここまでは手放しにしておくとはいふかと思ひますが、こういう点については、省としてはどういふやうなお考えをお持ちになつておりますか。

○今村政府委員 それは、御指摘のやうに、箱根の問題を含めてございまして、先ほど申し上げましたやうに、たとえば東京の人が箱根あるいは伊豆、あの近辺にどんどん日曜、祭日に押しかけ

るということでありまして、公園部の任務といたしましては、自然の景観というものを保護して、これを後代に残すという一大任務がございます。同時に、やはりそのときどきの需要者がせつかく見えるということで、公共施設なり宿泊施設なりというものをつくっていかねばならないというような二つの面がございます。いろいろな施設をつくり出すことにつきましては、その限りにおいては自然破壊ということに相なりますので、非常にその調節には苦勞いたしております。たとえば箱根のようなところにつきましては、これが国有林である、あるいは国直轄の土地であるということならば、相当の規制はきくわけでございますけれども、ほとんど全部が民間の土地所有でありますと、国立公園計画でこれはだめだ、こういう議論をいたしておりましたも、いろいろな事情で、その公園計画としてそういう需要があるから、宿泊施設を何とか小さなものを認めてくれぬかというようなものの累積が、いま仰せられましたように、箱根関係なら遊園地みたいなものになつてしまふというようなことがございまして、その場合におきましても、極力こういうものを、それから果のほうと打ち合わせを密接にいたしまして、景観の破壊を、最小限度にとどめるといふうなかつて、話し合いの上で進めております。ただ、民有地との関係がございまして、その辺は非常に難航する場合がございます、こういう事情でございます。

○田口(誠)委員 厚生省の公園部の基本的な考え方としてはわかりませんが、行政の方向としてもただいまの答弁で

わかるわけですが、私も、実際のところの考え方では、自然の景観といたしましては、あつたの山を見て感ずるわけですが、もう国立公園というように、なによりも、温泉場のような感じがするのです。それで私も、まだ箱根を見ぬうちに、歌で箱根の山は天下の陰、万丈の山、千仞の谷といつて箱根の山を想像しておつたのと、現在行って見たのは非常に差がありまして、国立公園というものは、こういうような手放しな設備をさせてはいけなないのではないかと、やはりその公園にマッチした、ほんとうの自然の美を破壊させぬ程度の施設を許可させるということが必要ではないか、かように考えておるわけですが、私が一昨年中国の杭州の公園に行つてみたのですが、中国の杭州の市と日本の岐阜県の岐阜市と非戦の碑、再び戦わぬという碑を、両方の市長がそういう文字を書いてそれを交換し合つて、その碑が建ててあるわけですが、岐阜の場合を見ますと、この公園にはこの位置にこの程度の碑を建てればこの公園がなお引き立つと、いうようなことは全然考えつておらず、まあここに建てたらじまにならぬだろうというので、一角に建ててあるわけですが、中国の場合は、杭州の公園にどの位置にどの規模の碑を建てたらこの公園がなお引き立つてくるかどうかということを専門の人が非常に慎重に検討をして碑を建てた、こういうこととございまして、私は、公園に對するところの行政の考え方というものの認識が非常に足りないのじゃないか、こういうことを中国へ行つて感じたわけなんです。したがつて、私は少なくとも国立公園というものは、手放しに建物を建てさせたり、そうして全く自然の美を破壊するような建物を建てさせるといふようなことは、十分に注意をしていただいて、関係の果と連携をとつて、やはり国立公園は国立公園としての責務を示してもらいたい、かように考えておるわけでございますので、そういう点について私は強く要望したいわけでありまして、この点について、どういふようなお考えですか、ひとつ御回答をいただきますか、お願いします。

○小林国務大臣 私、お考えのような趣旨で、ひとつやりたい、かように考えております。

○田口(誠)委員 いま御答弁はいただきましたが、これは正式の名前は何か、公園になつておるか存じませんが、青森から十和田湖へ行く道中なんかはすばらしいのですが、施設なんかは非常に規制されておる、施設なんかはあつた形のもので、私は望ましいと思つておるわけですが、しかし、広い山のうちに、ゴルフ場というやうなものを新設したいといふやうな申請もあると思つてございしますが、こういうものについて、どういふやうなお考えであるか、これをちょっとお聞きをしておきたいと思ひます。

○今村政府委員 お答え申し上げます。国立公園内のゴルフ場、あるいは国立公園内のやうなもののつきまはしては、特定の会社で、特定の少数の人が、何万坪といふところを使うのは、原則としては思ひにくい。しかし、たとえばパブリックで、気軽にだれでも行けるといふやうなかつてこのものならば、どうしてもやむを得ないという場

合には、ある程度は認めざるを得ないのではないかと。しかし、全国でやういふやうな例は少のうございします。むしろ都会地あたりから簡便にけるやうな場所にとつて、国立公園の中に取り込んでくるというものは、あまり例がございせんけれども、方向としてはやういふやうなかつていきたいと思ひます。

○田口(誠)委員 公園関係については、この程度で終わりたいと思ひますが、最後に一言お聞きをしたいと思います。行政調査会から機構問題の答申の出るやうに、定員はふやさないけれども、部を昇格させることだけはあえてこの国会でやらなければならぬといふやうな、やうした急なことがあるのかどうかといふこと、これをお聞きしておかなければならぬ。私どもの基本的な考え方としては、調査会の答申を待つて、こういう局、部、省の問題を検討したいといふ考え方であるわけでございます。それから、基本的な面からは、こうした局に昇格するといふやうなことに、は、賛成できないといふ基本的な考え方があるわけですから、そういう考え方の上に立つてお聞きをします。当然必要であつて局に昇格するのだといふことになれば、それにマッチした予算をと、定員をふやす、こういうことにならなければ、実際の仕事はできないけれども、定員はふやさない、予算の面はそれにマッチした予算獲得はしておらない、ただ局に昇格することだけ今年度確保しておきたいといふところ、ちょっと疑問があるわけなんです。この点、どういふやうな関係からお聞きになるのか、いままでの回答の上から

らも若干わかる点はございましたけれども、なおその点をお聞きをしておきたいと思ひます。

○小林国務大臣 これは実は卒然として起きてきた問題ではなくて、多年厚生当局としてはひとつ局に格上げをしていただきたいという希望を持っておりました。政府内部としては、ともかく人員はふやさない、私どもも非常に必要と存じお願ひしておりますが、人員はふやさない、こういうことで、やむなくこれを承しておるわけでありまして、ちょうど国際観光とかいろいろ問題が起きてきておりますし、レクリエーションの問題も、非常に必要問題になつてきております。これに對する運輸省のほうも、やはり現在観光局になつておる。二つが相まって、こういう方面の仕事を進めていきたい、こういう考え方から、やういふやうな官房的な仕事でない事業が官房の中で行なわれておるといふことは、仕事そのものの運営にも差しつかえるといふことで、ぜひひとつこの際昇格をお願いしたい、こういうわけでございます。

○田口(誠)委員 その点は聞いておきます。そこで、次の質問に移りたいと思ひますが、改正の第二点は、児童局の名称を児童家庭局に改めるといふこととでございます。この点について、私、最近非常に憂えておる点がございまして、厚生省あるいは文部省に對してお聞きをいたしたいと思ひます。最近、青少年の不良化が非常に多くなつて、不良化防止が叫ばれて、それの対策が立てられておるわけですが、そのころが、それにもかかわらず、ますます非行少年の数が増加してきて

おります。数字的にふえてきておるわけです。そしてその内容を見ましても、年齢がだんだん低下しておるのです。年の若い少年のほうが、多く非行少年があふえてきておる。その非行内容を見ましても、非常に集団化されておる。それから非常に凶悪化されておる。このことは、その非行少年の出る地域とか、あるいはその行動した地域を見ますと、いまやっております新産業都市、工業化というように新産業関連があるように思われるわけなのです。それで、この経済成長とからんで、これは日本の深刻な問題として、非行少年の防止策を考えなくてはならないと思ふわけなのですが、そこで私お聞きをいたしたいと思ふことが、どうして非常に憂慮され、対策を立てられておるにもかかわらず、少年の年齢が若い子供たちから不良になつていきつづめるのか、それから集団化されておるのか、それはどうか。特に、この集団化されておるものが、外部の暴力団との関係が最近出てきておるといふところに私どもが大きく憂慮しなければならぬ点があると思ふわけなのです。こういう点について、どういふように把握されておる、将来どう対策を立てようとおされておるか、この点についてひとつお聞きをいたしたいと思ふます。

○黒木政府委員 先生の御質問のように、最近の非行少年がだんだん低年齢化してまいりました。それも集団化してまいり、都市に集中する、しかも犯罪の内容が凶悪化してまいるといふ傾向があるのではありませんが、厚生省の教護院と申します非行少年を預かつております施設の子供五千人に對しまして、

その傾向、原因を研究いたされたことがあるのでございます。その報告を見ますと、最近の青少年の身体的な成熟と精神的な発達との間にギャップがある、何かずれがあるというようなことが、一つの大きな原因というところがかりました。その他余暇時間が増大してまいりとか、あるいは家庭における、あるいは学校における人間結合が希薄化してまいり、あるいは消費生活の豊富化とか、家庭生活の変化とか、あるいはマスコミなりあるいは社会の悪い環境とかいふようなことが、それをさらに推し進めておるといふようなことがわかつてたのでございます。そこで第一の原因であります身体的な成熟と精神的な発達のギャップであります。結局は家庭なり、あるいは学校なり、あるいは地域社会において、このギャップを埋める努力と申しますか、そういうものが足りない、あるいは行政施策としてはそういうようなギャップを埋めるための、家庭の人たち、あるいは地域社会の人たちに対するサービスが足りないのではないかとこのようになことを反省しておる次第でございます。

○田口(誠)委員 これは幾年もかかって対策を立てるということではないに、まほんと非行少年になるという原因を追求して、そしてこれに對する対策を立ててもらわなくてはならないと思ふのです。具体的にたゞいま御答弁のあったような内容であるから、それを今後行政面でどういふような不良少年の防止をされようとおされておるか、この点をひとつ承りたいと思ふます。

○黒木政府委員 行政的に申しますと、厚生省がやっておりますことは、

児童福祉法の施行でございますが、その観点から申し上げますと、非行の原因がまず家庭環境にある。家庭環境の問題に關しましては、今度児童局を見る家庭局にいたしまして、そういうような家庭の助言サービスというものを活発にやつてまいりたい、これが非行の原因の根本的な防止につながつてまいりかねない。従来は、児童相談所が中心になりまして、児童委員なりあるいは家庭なり学校からの通告によりまして、問題の子供をいろいろ指導したり、あるいは教護院等に措置をしたりしておつたのでありますが、今後は、さらに福祉事務所家庭児童相談室を置きまして、そういうような家庭の相談を強化してまいりたい。それからもう一つは社会環境の原因がございまして、これについては、不良な環境を浄化してまいり。あるいは不良文化財というものを排除するよう努力をする。かたがた積極的に優良な文化財、あるいはよい環境をつくるような努力をしておる。それから本人の性格に基づく問題がございまして、本人の病氣等に基づく問題がございまして、これについては、本人に對するケースワーク・サービスとか、社会医療の技術を活用してまいり。あるいは施設に収容した者につきましても、精神病、あるいは精神薄弱その他いろいろな病氣がございまして、それに對してはそれなりの治療をやつていく、こういうようなことで、それぞれ施策を講じておる次第であります。

○田口(誠)委員 たゞいまの家庭環境も、それはございまいしょう。ございまいしょうが、大体数字を見ますと、非常に

に貧しい家庭の子供、親が共働きをして、十分に子供のめんどうの見得ないような家庭の子供さんよりも、中流以上の、子供のめんどうが十分に見得る、必要なものも買つて与えて欲しい、達してやれる家庭の子供さんが、最近非常に多いわけなんです。こういうことから考えますと、一がい家庭環境というところで片づけるということとは、これはなお認識不足の面があるのではないかと、こう考えられるわけなんです。したがって、この点は厚生省から御答弁をいたしたいが、私の調査をいたしました範囲の大部分は、現在の学校教育の關係からきておる。学校教育の關係と言へば、教育のしかたが悪いかいかにいふことよりも、とにかく最近、どこの親御さんも、自分の子供をいい学校に入れよう、そして上級の学校に進学させようという、こういう欲求から、子供の能力を考へず、親が教育の面で子供をもてあそばす、というような感じがするわけなんです。したがって、そういうことから、子供さんが高等学校へ入ろうとしたとしても、なかなか入学の門が狭い、こういうようなことから、とうとう進学希望を捨てたとなんか態度がおかしなやつたというような人もございまして、最近、中学校時代の少年は少ないわけなんです。どつちかという、高校へ進学した人が多いわけなんです。そうすると、どうして新制中学を出た者よりも、高校へ進学して社会教育を受けた者のほうが非行になるかという疑問が出てくるのですが、この点については、やはり高校の学区制がとられて、最近、どうかと言へば学校に格差ができておるのです。一級、

二級、三級、四級と格差ができておるわけなんです。そうしますと、親はどうしても子供を一級の高校へ入れたらいいというので一生懸命になる。しかし、能力がないからそこはすべった、これもすべったというので、最後には無試験で入れる私立の高校へ入る、こういうようなことから、親の欲望というものと子供の進学心というものが、そこに十分な和がとれておらないという原因があるわけなんです。したがって、こういうようなことから考えますと、よく日教組は高校全入という問題を出して、政府当局へも、あるいは各政党へも陳情等をいたしておりますが、高校の門が狭いということが、やはり非行少年をつくる一つの原因にもなつておるのではありませんか、こういう点については、これは文部省のほうから御答をいたしたいと思ふのですが、私の調べた範囲内では、そういう点に非常に隘路があるのではないかと考えておるのです。順次お答えをいたしたいと思ふます。

○黒木政府委員 確かに非行の原因として、進学ブームという影響で劣等感を持ちまして、あるいはそういう学校から疎外された子供が、類は友を呼ぶと申しますか、集団化してまいること、は、御指摘のとおりだと思ふます。厚生省も、文部省にこういふ非行の原因の調査の資料を差し上げて、善処方をお願いしておるのでもございまして、たとえば、最近幼稚園の幼児教育要領というものが、これは厚生省も参加してつくられたのでありますが、ここにおきまして、幼児教育の場において、幼稚園が予備校化するということが、

二級、三級、四級と格差ができておるわけなんです。そうしますと、親はどうしても子供を一級の高校へ入れたらいいというので一生懸命になる。しかし、能力がないからそこはすべった、これもすべったというので、最後には無試験で入れる私立の高校へ入る、こういうようなことから、親の欲望というものと子供の進学心というものが、そこに十分な和がとれておらないという原因があるわけなんです。したがって、こういうようなことから考えますと、よく日教組は高校全入という問題を出して、政府当局へも、あるいは各政党へも陳情等をいたしておりますが、高校の門が狭いということが、やはり非行少年をつくる一つの原因にもなつておるのではありませんか、こういう点については、これは文部省のほうから御答をいたしたいと思ふのですが、私の調べた範囲内では、そういう点に非常に隘路があるのではないかと考えておるのです。順次お答えをいたしたいと思ふます。

常に役立つものでありますから、こういう点についても、厚生省は十分に意を用いていただきたいと思ひます。その点に対するお考え方を一応承りたいと思ひます。

○小林国務大臣 これはお話のとおりでありまして、私も、社会の偏見というのがなかなか抜けないのを遺憾としておりますが、精神病は早期に治療すればなおるのだということをできるだけ社会の方々に認識をしていただいて、そうしてその偏見を除きたい。精神病院のごときも、通院等が非常に必要になってまいりまして、また、それが非常に効果があるということになつてきたので、そういうようなことをぜひ落着いたしまして、いまのお話のように、明るい気持ちでもって精神病の対策を立てる、こういうふうな考へております。

○田口(誠)委員 そこで、いまの精神病院へ行つてみますと、やはり隔離しておるような病床のつくり方であつて、そして全快に近い人を解放的に治療させるといふ施設がないわけなんです。せいぜいあつてテレビぐらいなものなんです。これはやはり公園のような敷地もとつて、そして食事の休憩時間には、看護人がついて解放したという訓練もさせなければならぬと思ひます。日本の精神病院には、私の見ておる範囲内では、そういうような施設というのは全然ないわけなんです。私は、ただこれだけの質問をするだけでも、精神病院を三カ所所視察してきました。そして先生の意見、抱負も聞いてきましたが、やはり精神病院の先生方の考へておられる考へ方を厚生省は十分に引き上げてもらつて、そうし

て日本の精神病院を大改革してもらわなくてはならないのではないかと、一般化してもらわなければならないのではないかと。そして特に青少年の脳に故障のある場合は、やはり専門家にかけて早期治療するという癖をつける。これはあらゆる面で宣伝をして、社会の環境もそういうような環境をつくつていただくように、厚生省としては努力をしていただきたいと思います。したがつて、私は、その解放的な治療施設がないというところに、一つの非常に大きな隘路があると思ふのですが、これはまず国立の精神病院から実施をしていただかなければならぬもので、そういう点についてのお考え方も承つておきたいと思ひます。

○小林国務大臣 これはお話のとおりでありまして、いまのところ、精神病院と社会復帰との中間施設がないというところであります。私ども、次の機会には、こういう中間施設、いわゆるリハビリテーションと申しますか、社会復帰までの中間施設をぜひいたしたいと思つております。

それから、ことに退院してから通院するのにつきまして、いまのところ医療保障がありません。したがつて、通院についても、そういうふうな便宜を与えることによって、お話のようなことをぜひ実現させたい、かように考へております。

○田口(誠)委員 それから、ある程度病気がなおりますと、病院の中で必要程度の仕事をさせなければならぬ。こういう設備も若干はありますけれども、非常に少ないわけなんです。こういう設備も、これは絶対必要であらうと思ひますので、この点を要望申し上げておきます。

それからもう一つは、非常に看護婦が足りない。この看護婦という、女子の方のはいわゆる正式の看護婦でしうけれども、男の方の看護婦、こういう人も必要でございますけれども、やはり相当労働強化という面と、ある隔離されたようなところに縛られておるというようなこと、賃金も安いというふうなことから、なかなか看護人を確保するというところに困つておるわけなんです。こういう点については、厚生省でもおそろく把握されておると思ふのですが、これについて何か努力されつつあるかどうか、この点承りたい、将来のお考え方も承つておきたいと思ひます。

○若松政府委員 ただいまの精神病院における看護婦並びに看護人の問題でございまして、看護人といふものは、従来から精神病院にある程度特殊な職種として存続しておりました。これが相当数にのぼつております。しかし、現実には看護人が正規の看護婦の資格を取つていない者が多数ございまして、したがつて、能力その他の点で若干劣る点がございまして、したがつて、また待遇その他の点で不備な点もございまして、これらの点を考慮いたしまして、あわせて現実に正規の教育を受けた看護婦が非常に不足しておるという状態も考えまして、これらの看護人の待遇等もよくするように、またさらに精神病院には、現実には男の看護人が必要でありますので、これが得やすいように、場合によつては通信教育あるいは夜間の学校等によつて高等学校卒業の資格を得る、それによつて正規の看護人——看護婦になります、正規の看護

婦になれるような道を開いていきたい、またそういう教育、助成もしていきたいというのを考慮いたしております。

○田口(誠)委員 抽象的な答弁ではありますけれども、そういう内容を一つ一つ具体化をして実績をあげてもらいたいと思ひます。これは答弁は簡単にできますけれども、実際に看護婦を確保しようと思つても、なかなかむずかしいわけでございます。特にこの精神病院の実情から言つて、こういう点に非常に隘路がある。それから先生の収入の面なんかも、相当考慮してやる必要があると思ひますので、こういう点についても、ひとつ国としては十分に意をこのほうへ向けていただいで、そして精神病院の本来の目的を達成できるようにひとつ努力をしていただきたいて、かように希望を申し上げておきます。

そこで、精神病と言つても、精神病ではあるけれども、精薄児というものが日本には非常にたくさんいるわけなんです。これは一昨年の二月でございまして、これは義務教育の該当年齢で七十八万人おられるけれども、実際に養護学校で特殊教育を受けたり、あるいはその他の財団法人、私立、公立、こういうところの施設へ入れて、そして勉強をさせ、職業の訓練をさせておるといふのは、一万数千名しかなかったわけなんです。ちやうどその年に、官房長官が精薄児に対するところの今後の方針を談話で発表されて以来、若干この精薄児対策にも力を多く入れていただくようになりまして、一昨年の数字で、義務教育該当年齢で七十八万人ある中で

二万人にも足りない施設収容というふうなこと、また、勉強させておるといふようなことでは、全く困るわけで、特にいまの憲法からいいますれば、能力に応じた教育を受ける権利を持つております。国はその権利を達成させてやる義務があるわけなんです、非常に不遇な、脳に故障があるということから、そういう人が全然義務教育の恩恵を受けられないということになつておるわけで、したがつて、軽度な人に對しましては、養護学校で特殊教育を受けさせておきますけれども、大きな市へ行きまして、ところどころにあるだけです。そこへ通わせるのにもたいへんなんです。したがつて、各小

学校には特殊教育を受けさせる教室を一室ぐらゐは設ける必要があるのじゃないか、かように私は考へております。厚生省のほうとしては、一昨年の答弁では、昭和四十五年を目標に、三万人以上の都市には、義務的に施設をつくらせるといふことで答弁されておると思ひますが、その目標に向かって施策を講じておられるかおられないかはわかりませんが、精薄児対策といふものは全く冷やめし扱ひをされておるといふのが事実であります。したがつて、そこへ収容されて教育をし、それから職業の訓練を受けておる人も少ないが、それを指導する先生たちの確保に非常に困つておるわけなんです。それといふのは、待遇が悪いのです。実際に行つてみますと、ほとんど高度な精薄児の場合には、はしを持たせることから、トイレへ行つて用を足すことから、先生が実際に自分でやつてみせて子供に教えて

おるといふことなんです。こういうふうな先生たちを得るには、ある程度の待遇を確保しなければ、なかなか先生は得られないと思うんです。だから、こういう面での措置費というものは、国庫負担を給食の関係とかあるいは先生の待遇の関係の補助金は若干はふやしても、まだまだいまの実態から見ますと、私は足りないと思いますので、これは厚生省の予算要求をされるときに、この精算対策に対する予算を十分に取っていただいて、万全を期していただかなくてはならないと思うので、これもやはり青少年の不良化との関連が実際にあるわけでございますし、当然日本の国民としての権利義務を果たすという面におきましては、いまの政府の施策では、十分に義務を履行するということとは、ほど遠いものがあるわけでございますから、この点についても十分に今後力を入れていただきたい、かように考えておりますので、厚生大臣のこれに対するひとつお約束にかわる答弁をお願いをいたしたいと思っております。

○小林国務大臣 お話のとおりでございます。これは国立の秩父学園等にも、これに対する職員の養成を始めしておりますし、また、社会労働委員会のほうへ、重度精神薄弱児の手当法というものをお願いしております。収容施設等におきましては、大体におきましていま養護学校というものが、私ども厚生省の関係の施設には設けられておりますし、また一般的に文部省に對しまして、軽度の者に対する学級の増加ということ強く要請をいたしております。一般予算要求等につきまし

ても、いまのとりの努力をいたしたい、かように考えております。

○田口(談)委員 時間に縛られておりますので、これで質問は終わります。ただし、私は、環境衛生の關係について、相当お聞きをいたしたいと思ひましたけれども、これは私直接厚生省に参つて、私からもお願いしたいと思ひますので、そのときは、こういう公式なところではないけれども、取り上げていただくようにお願いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○伊能委員 私は、一点だけ厚生大臣にお伺いしたいのです。ただいま同僚田口委員から、今回改正される家庭児童局について、いろいろな角度からお尋ねがあったわけですが、青少年の問題は、現在政府機構としては、文部省の社会教育局、少年労働者の保護の観点から労働省にも部局があり、また犯罪方面の予防保護の観点から、法務省にも適当な行政組織がある。さらに本日審議されておる家庭児童局等の問題があるのですが、政府としては、これらの青少年問題については、中央青少年問題協議会その他いろいろな角度から、基本的な研究もされておられると思うのでありますが、かように各省に区分されておる状況においての基本的な問題と、各省に分かれておるこれらの青少年対策、特に家庭児童局改正の要旨について、犯罪の問題、非行の問題等にも言及されておられるようでありますが、基本的な全体の青少年対策と、厚生省におけるこの家庭児童局としての行政のやり方について、大臣としてどのようなお考えを進められるか、その点をお伺いしておきます。

○小林国務大臣 厚生省は、家庭児童局におきましては、主要な問題は、要するに就学前の子供と乳幼児、こういうものの健全育成というふうなことを心がけて、家庭の相談に乗りたい、こういうことが一つの大きな目的でありまして、もう一つの問題は、不満足な、あるいはマイナスを背負った子供、すなわち精神とか、身体障害とか、いろいろなこういうマイナスの關係を持っておられる方々がありまして、これらの關係は、厚生省關係においてひとつめんどろを見て、お手伝いを申し上げる。この二つの目的を持っておるのであります。要するにいま家庭が一番大事な保育の場所であるということと同時に、やむなく保育の欠けておるのは、保育所等において、全国において現在でも百万以上の子供をお預かりしてこの健全な指導をやっておる、こういうことであります。大体の問題は、いま申し上げましたような就学前の、妊産婦の問題から乳幼児の問題、こういうものの保育、これといろいろのマイナスを背負った方々のお手伝いといふふうなことをやってまいりたいと思っております。

○伊能委員 もう一点。実は私がかうな質問をいたしました理由は、今回政府で中央青少年局という部局を総理府につくるというので、この点はわれわれいろいろな角度から検討しておりますが、非常に疑問のある点も察知せられるので、総理府内に内局として実行行政をやるような青少年局をつくるということについて、閣内において、閣僚の一人として、そういう問題については、青少年問題の重要な、学校に行かない児童並びに精神児等を預かる

厚生省として——この問題を提出せられる過程において、政府部内で総合的に青少年局をやるんだというふうな抽象的なことで、文部省の社会局の社会教育の面、労働省の少年労働保護の面、あるいは法務省、あるいは厚生省に、これらの問題がいろいろあるのに、いたすらにそういう総理府自体に実態的な行政をやる部局をつくったからといって、私は青少年問題が解決するとは思われない。そういう点で、いよいよ仕事が増えるおそれのあるような問題が提起せられておるので、何らかのこの問題を提起せられる点において、政府部内で議論せられたかどうか、その点を念のため、将来この問題をわれわれが質問する前提として厚生大臣にお伺いしたい。

○小林国務大臣 今度の青少年局におきましては、実態の問題はそう扱う余地がない。やはり各省それぞれの特質において行政をする。したがって、いま私が申し上げたような実態問題について青少年局がどうしようといふことはないものであります。これができますのは、主としていまの各省にまたがる連絡調整、あるいは総合性、こういうふうなことをお扱いになるのであります。現実の問題、いわゆるほんとうの行政の実態というものは、私はそう変わりがない、また変わってはいけません、こういうふうなことを考えております。

○徳安委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○徳安委員長 厚生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案、厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

○徳安委員長 この際、提出者より修正案の趣旨の説明を求めます。辻寛一君。

○辻委員 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文は、すでにお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。その要旨を申し上げますと、本改正案は「昭和三十一年四月一日から施行する」としてありますが、すでにその期日を過ぎておりますので、これを「公布の日」に改めようとするものであります。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○徳安委員長 これにて修正案の趣旨説明は終了いたしました。

案が提出されております。

厚生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案、厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

○徳安委員長 この際、提出者より修正案の趣旨の説明を求めます。辻寛一君。

○辻委員 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文は、すでにお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。その要旨を申し上げますと、本改正案は「昭和三十一年四月一日から施行する」としてありますが、すでにその期日を過ぎておりますので、これを「公布の日」に改めようとするものであります。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○徳安委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのであります。別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、辻寛一君外二名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

これにて厚生省設置法の一部を改正する法律案は、修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 次回の委員会は、明十三日午後一時、委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

